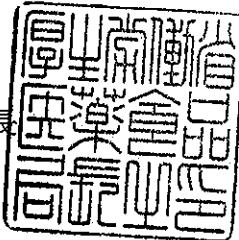


薬食発第 0904002 号
平成 19 年 9 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正について

医薬部外品原料の規格については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 について」の別添において「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として定められているところである。

今般、新たに収載する必要がある成分を追加する等、外原規 2006 の一部を別添のとおり改正したので、通知する。については、外原規 2006 の一部改正の概要を下記のとおり示すので、別添と併せて御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願いたい。

記

第 1 外原規 2006 の一部改正の要点について

1. 各条品目について、次の 2 品目を新たに外原規 2006 に収めたこと。
 - 1) 過ホウ酸ナトリウム
 - 2) 臭素酸カリウム
2. 各条品目について、次の 15 品目の性状及び品質に関する規定を改めたこと。
 - 1) L-アルギニン
 - 2) 塩化リゾチーム
 - 3) カーボンブラック
 - 4) d-カンフル



- 5) dl-カンフル
- 6) グリシン
- 7) 合成金雲母
- 8) 合成金雲母(2)
- 9) シア脂
- 10) L-システイン
- 11) チョウジ油
- 12) ノナン酸バニリルアミド
- 13) ベンジルアルコール
- 14) メチルセルロース
- 15) モノニトログアヤコールナトリウム

3. 各条品目の新規収載及び改正に伴い、試薬・試液の項の整備を行ったこと。

第2 適用時期について

本通知は、平成19年9月4日より適用すること。ただし、平成21年3月31日までの間、従前の例によることができるものとすること。

「医薬部外品原料規格 2006について」(平成18年3月31日付け薬食発第0331030号厚生労働省医薬食品局長通知)の一部を次のように改正する。

一般試験法の部79. 試薬・試液の項クロモトロープ酸試液の条の次に次の二条を加える。

クロモトロープ酸試液、濃

クロモトロープ酸 0.5g を量り、薄めた硫酸(10→15)を加え、50mLとし、振り混ぜ、遠心分離し、上澄液を用いる。用時製する。

一般試験法の部79. 試薬・試液の項酢酸塩緩衝液、pH4.3の条の次に次の二条を加える。

酢酸塩緩衝液、pH5.4

冰酢酸 5.78mL に水を加えて 1000mLとした液 176mL に、無水酢酸ナトリウム 8.2g に水を加えて 1000mL とした液 824mL を加える。必要があれば、更にいずれかの液を加え、pH5.4 に調整する。

一般試験法の部79. 試薬・試液の項ヘリウムの条の次に次の二条を加える。

ベンゾ(a)ピレン C₂₀H₁₂ 薄い黄色～黄緑色の結晶性の粉末である。

融点 176～180°C (純度 97.0%以上)

ベンゾ(k)フルオランテン C₂₀H₁₂ 白色～淡黄色の結晶性の粉末である。

融点 215～219°C

一般試験法の部79. 試薬・試液の項D-マンニットの条の次に次の二条を加える。

ミニクロマトグラフィー管用シリカゲル 粒子径 40 μm, 孔径 60nm, 表面積 520m²/g のシリカゲルを酸洗浄した後、乾燥する。

医薬部外品原料規格各条別記 I の部カテコールの条の次に次の二条を加える。

過ホウ酸ナトリウム

Sodium Perborate

$\text{NaBO}_3 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$: 153.86

本品は定量するとき、過ホウ酸ナトリウム ($\text{NaBO}_3 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$) 95%以上を含む。

性状 本品は白色の結晶性の粉末である。

確認試験 (1) 本品の水溶液 (1→50) 5mL にフェノールフタレイン試液 1滴を加えるとき、液は赤色を呈する。

(2) 本品の水溶液 (1→50) はナトリウム塩の定性反応(1)を呈する。

(3) 本品の水溶液 (1→50) はホウ酸塩の定性反応(2)を呈する。

(4) 本品の水溶液 (1→50) は過酸化物の定性反応を呈する。

純度試験 (1) 溶状 本品 1.0g を水 20mL に煮沸して溶かすとき、液はほとんど澄明である。

(2) 硫酸塩 本品 1.0g をとり、水 20 mL を加えて煮沸する。冷後、薄めた塩酸 (2→3) で中和した後、薄めた塩酸 (2→3) 0.5mL を加え、10 分間氷冷後、ろ過し、残留物を冷水で洗い、ろ液と洗液を合わせて 50mL とする。この液 10mL をとり、水を加えて 50mL とする。これを試料溶液とし、試験を行う。ただし、1 時間放置後、混濁を比較する。比較液は中和に要した薄めた塩酸 (2→3) の 3/5 量をとり、水浴上で蒸発乾固した後、0.005mol/L 硫酸 0.83mL を加え、更に薄めた塩酸 (2→3) 0.3mL 及び水を加えて 50mL とする (0.2% 以下)。

(3) 重金属 本品 1.0g に水 10mL 及び希塩酸 5mL を加えて溶かし、水浴上でかき混ぜながら蒸発乾固する。残留物に水 25mL を加えて溶かし、フェノールフタレイン試液 1滴を加え、液がわずかに紅色を呈するまでアンモニア試液を加える。次いで希酢酸 2mL 及び水を加えて 50mL とし、これを試料溶液とし、試験を行う。比較液には鉛標準液 2.0mL を加える (20ppm 以下)。

(4) ヒ素 本品 0.20 g をとり、亜硫酸約 4mL を加え、水浴上で加熱し、ほとんど蒸発乾固した後、水を加えて 10mL とする。これを試料溶液とし、試験を行う (10ppm 以下)。

(5) 過酸化ナトリウム及びホウ酸ナトリウム 本品 2.0g を精密に量り、新たに煮沸し冷却した水 100mL を加え、1mol/L 塩酸で滴定する (指示薬: メチルオレンジ試液 2滴)。同様の方法で空試験を行い、補正する。次の式によって計算するとき、過酸化ナトリウム及びホウ酸ナトリウム ($\text{Na}_2\text{B}_4\text{O}_7$: 201.22 として) の限度は 5.0% 以下である。

過酸化ナトリウム及びホウ酸ナトリウム ($\text{Na}_2\text{B}_4\text{O}_7$: 201.22 として) の含有率(%)

$$= \frac{[1\text{mol/L 塩酸の滴定量(mL)} \times 10.061]}{\text{本品採取量(g)}} \times \frac{[65.39 \times \text{過ホウ酸ナトリウム}(\text{NaBO}_3 \cdot 4\text{H}_2\text{O}) \text{の定量値}(\%)]}{100}$$

定量法 本品約0.25gを精密に量り、水50mLを加えて溶かし、これに希硫酸10mLを加えて0.02mol/L過マンガン酸カリウム液で滴定する。同様の方法で空試験を行い、補正する。

$$0.02\text{mol/L} \text{ 過マンガン酸カリウム液 } 1\text{mL} = 7.693\text{mg} \text{ NaBO}_3 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$$

医薬部外品原料規格各条別記Iの部ジフェニルアミンの条の次に次の二条を加える。

臭素酸カリウム

Potassium Bromate

KBrO₃: 167.00

本品を乾燥したものは、定量するとき、臭素酸カリウム(KBrO₃) 99.0%以上を含む。

性状 本品は無色～白色の結晶性の粉末である。

確認試験(1) 本品の水溶液(1→30)は臭素酸塩の定性反応(1)を呈する。

(2) 本品の水溶液(1→30)はカリウム塩の定性反応(1)及び(2)を呈する。

純度試験(1) 液性 本品の水溶液(1→30)は、中性である。

(2) 臭化物 本品2.0gに水40mLを加えて溶かし、メチルオレンジ試液1滴及び薄めた硫酸(3→100)0.25mLを加えるとき、液は赤色を呈する。これを更に振り混ぜると、液の色は直ちに消えない。

(3) 重金属 本品2.0gに水10mLを加え加温しながら溶かし、塩酸10mLを加え、水浴上で蒸発乾固した後、水20mLを加えて溶かし、薄めた酢酸(1→20)2mL及び水を加えて50mLとし、第4法により操作し、試験を行う。比較液には鉛標準液2.0mLを加える(10ppm以下)。

(4) ヒ素 本品0.5gに水5mLを加え、加温しながら溶かし、塩酸5mLを加え、水浴上で蒸発乾固した後、水5mLを加えて溶かし、試料溶液を調製し、試験を行う。比較液にはヒ素標準液2.0mLを加える(4ppm以下)。

乾燥減量 0.5%以下(1g, 105°C, 2時間)

定量法 本品を乾燥し、その約0.1gを精密に量り、水50mLを加えて溶かし、更にヨウ化カリウム1.5g及び薄めた硫酸(1→5)10mLを加え、直ちに密栓して冷暗所に5分間放置した後、0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム液で滴定する(指示薬: デンプン試液3mL)。同様の方法で空試験を行い、補正する。

$$0.1\text{mol/L} \text{ チオ硫酸ナトリウム液 } 1\text{mL} = 2.783\text{mg} \text{ KBrO}_3$$

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部 L-アルギニンの条純度試験の項（1）の目を次のように改める。

純度試験（1）溶状 本品 1.0g に水 10mL を加えて溶かすとき、液は、無色でほとんど澄明である。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部塩化リゾチームの条確認試験の項（1）の目を次のように改める。

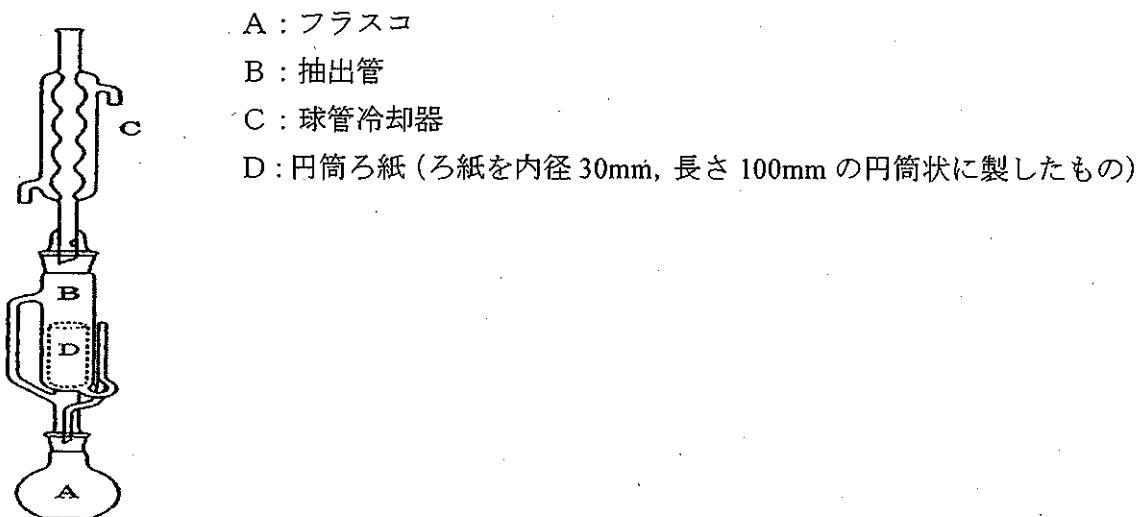
確認試験（1） 本品の pH5.4 の酢酸塩緩衝液溶液（1→100）5mL に、ニンヒドリン試液 1mL を加え、3~10 分間加熱するとき、液は、青紫色を呈する。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部カーボンブラックの条純度試験の項（3）の目の次に次の二目を加える。

純度試験（4） ベンゾ(a)ピレン

(i) ソックスレー抽出器

図に示すものを用いる。



(ii) ミニクロマトグラフィー管 内径 15mm, 長さ 95mm の管を用い、下部にはポリエチレンフィルター（孔径 20 μm）を入れ、その上にミニクロマトグラフィー管用シリカゲル約 1g をトルエン 10mL で懸濁させて充填する。さらにポリエチレンフィルター（孔径 20

μm) をシリカゲルの上部に載せる。

- (iii) ソックスレー抽出用円筒ろ紙 内径 40mm, 長さ 150mm を円筒状に製したもの。
- (iv) 標準溶液 ベンゾ(a)ピレン約 0.01g を精密に量り, ジクロロメタンを加えて溶かし, 正確に 100mL とする。
- (v) 操作法 本品約 6g を精密に量り, ソックスレー抽出器用円筒ろ紙に入れ, 試料上に脱脂綿を少量のせる。トルエン 150mL を 250mL のソックスレー抽出器用フラスコに入れて装置を組み, 1 時間当たりほぼ 4 サイクルの割合になるようにして 48 時間抽出する。放冷後, 抽出管を少量のトルエンで洗い, 抽出液に合わせる。抽出液をろ過した後, 300mL のナス型フラスコに移しロータリーエバポレーターを用いて液が約 2mL になるまで濃縮する。得られた濃縮液をミニクロマトグラフィー管に入れ, ナス型フラスコをトルエン 2mL で洗い, この洗液もミニクロマトグラフィー管に入れ, 流出液を 20mL のナス型フラスコに集める。上層の液がほとんどなくなるまで流下したのち, トルエン約 10mL を加え, 流出液をナス型フラスコに合わせる。流出液をロータリーエバポレーターで濃縮乾固する。残留物にジクロロメタンを正確に 1mL 加えて溶解し, 試料溶液とする。試料溶液 $2\mu\text{L}$ を用いてガスクロマトグラフィー/質量分析を行い, 得られた定量用フラグメントイオンのピーク面積を測定する。別に標準溶液をジクロロメタンで希釈し, 1mL あたり 1, 2, 5, 10, 25 及び 50ng を含む標準溶液を調製する。これらの液 $2\mu\text{L}$ について試料溶液と同様にガスクロマトグラフィー/質量分析を行い, 定量用フラグメントイオンのピーク面積より検量線を作成する。作成した検量線から試料溶液中のベンゾ(a)ピレンの濃度 A (ng/mL) を求め, 次式により試料 1g 中の含有量を算出するとき, ベンゾ(a)ピレンの濃度は 5ppb を超えない。

$$\text{試料 } 1\text{g 中のベンゾ(a)ピレンの含有量 (ng)} = A / \text{採取した試料量(g)}$$

操作条件

カラム : 内径 0.25mm, 長さ 30m のフェーズドシリカ管の内面にガスクロマトグラフィー用 5%フェニルメチルポリシロキサンを厚さ $0.25\mu\text{m}$ で被覆する。

カラム温度 : 60°C を 2 分間, その後, 每分 25°C で 300°C まで昇温し, 300°C で 6 分間保持する。

注入口温度 : 280°C

キャリヤーガス : ヘリウム

流量 : ベンゾ(a)ピレンの保持時間が約 13 分になるように調整する。

イオン源温度 : 230°C

イオン化電圧 : 70eV

定量用フラグメントイオン : 252

システム適合性

システムの性能 : ベンゾ(k)フルオランテン約 0.01g を精密に量り, ジクロロメタンを加えて溶かし, 正確に 100mL とする。この液および標準溶液 1mL を正確に量り, ジクロロメタンを加えて正確に 100mL とする。この液 1mL を正確に量り, ジクロロメタンを加えて正確に 10mL とする。この液 $2\mu\text{L}$ をとり, 上記条件で分析を行うとき, ベ

シゾ(k)フルオランテン、ベンゾ(a)ピレンの順に流出し、その分離度は2.0以上である。
システムの再現性：標準溶液1mLを正確に量り、ジクロロメタンを加えて正確に100mLとする。この液1mLを正確に量り、ジクロロメタンを加えて正確に10mLとする。この液2μLにつき、上記の条件で試験を4回繰り返すとき、ベンゾ(a)ピレンのピーク面積の相対標準偏差は4.0%以下である。

医薬部外品原料規格各条別記IIの部 d-カンフルの条純度試験の項(2)の目を次のように改める。

純度試験(2) 塩素化合物 本品を粉末とし、その0.20gを乾燥した磁性るつぼにとり、過酸化ナトリウム0.4gを加え、バーナーで徐々に加熱して完全に分解し、残留物に温湯20mLを加えて溶かし、希硝酸12mLを加えて酸性とした後、ネスラー管にろ過し、熱湯5mLずつで3回洗い、洗液をろ液に合わせ、冷後、水を加えて50mLとし、硝酸銀試液1mLを加えてよく振り混ぜ、5分間放置するとき、液の混濁は、次の比較液より濃くない。

比較液：0.01mol/L塩酸0.20mLを用いて同様に操作する。

医薬部外品原料規格各条別記IIの部 dl-カンフルの条純度試験の項(2)の目を次のように改める。

純度試験(2) 塩素化合物 本品を粉末とし、その0.20gを乾燥した磁性るつぼにとり、過酸化ナトリウム0.4gを加え、バーナーで徐々に加熱して完全に分解し、残留物に温湯20mLを加えて溶かし、希硝酸12mLを加えて酸性とした後、ネスラー管にろ過し、熱湯5mLずつで3回洗い、洗液をろ液に合わせ、冷後、水を加えて50mLとし、硝酸銀試液1mLを加えてよく振り混ぜ、5分間放置するとき、液の混濁は、次の比較液より濃くない。

比較液：0.01mol/L塩酸0.20mLを用いて同様に操作する。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部グリシンの条確認試験の項（2）の目を次のように改める。

確認試験（2）（1）の反応を終った液5滴をとり、水浴上で徐々に蒸発乾固し、冷後、濃クロモトロープ酸試液5~6滴を加え、水浴上で10分間加熱するとき、液は、濃紫色を呈する。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部合成金雲母の条確認試験の項（5）の目を次のように改める。

確認試験（5）（1）のろ液5mLに塩化アンモニウム試液1mL及びアンモニア試液を加えて白色のゲル状沈殿を生成させた後、更にアンモニア試液3滴を加え、ろ過する。このろ液は、フッ化物の定性反応(2)を呈する。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部合成金雲母（2）の条確認試験の項（6）の目を次のように改める。

確認試験（6）（1）のろ液5mLに塩化アンモニウム試液1mL及びアンモニア試液を加えて赤褐色のゲル状沈殿を生成させた後、更にアンモニア試液3滴を加え、ろ過する。このろ液は、フッ化物の定性反応(2)を呈する。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部シア脂の条酸価の項を次のように改める。

酸 値 6以下（第2法、5g、ただし、溶媒には、シクロヘキサン、必要ならばシクロヘキサン及びエタノールの混液（2:1）を用いる。）

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部 L-システィンの条旋光度の項を次のように改める。

旋光度 $[\alpha]_D^{20} : +7.0 \sim +9.5^\circ$ (乾燥後, 8g, 1mol/L 塩酸, 100mL, 100mm)

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部 チョウジ油の条純度試験の項 (1) の目を次のように改める。

純度試験 (1) 溶状 本品1.0mLを薄めたエタノール (7→10) 2mLに溶かすとき, 液は, 澄明である。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部 ノナン酸バニリルアミドの条融点の項を次のように改める。

融 点 55~62°C (第1法)

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部 ベンジルアルコールの条純度試験の項 (5) の目を次のように改める。

純度試験 (5) ヒ素 本品1.0gをとり, 第3法により試料溶液を調製し, 試験を行うとき, その限度は, 2ppm以下である。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部メチルセルロースの条純度試験の項（1）の目を次のように改める。

純度試験（1）溶状 本品0.5gに熱湯20mLを加え、水浴上でよくかき混ぜながら分散させる。5°Cに冷却した後、水を加えて50mLとし、ネスラー管に入れ、液の濁度を側方から観察するとき、次の比較液より濃くない。

比較液：0.005mol/L硫酸4.0mLに希塩酸1mL、エタノール5mL及び水を加えて50mLとし、これに塩化バリウム試液2mLを加えてよく振り混ぜ、10分間放置する。この液は用時振り混ぜて用いる。

医薬部外品原料規格各条別記Ⅱの部モノニトログアヤゴールナトリウムの条乾燥減量の項を削る。